

# インドの弁護士団がインド特許局の情報開示を求めて提訴

2014年8月7日  
JETRO ニューデリー

2014年8月7日、Live Mint 紙<sup>1</sup>及び The Economic Times 紙<sup>2</sup>が報じたところによると、Shamnad Basheer 氏(SPICY IP<sup>3</sup>創設者、前法科学大学知財部長)を中心とした弁護士団は、情報開示法(Right to Information Act : RTI 法)に対する対応が不十分であるとして、インド特許局を対象にした公益訴訟をデリー高等裁判所に提起した。

報道によると、インド特許局の RTI 法に対する対処はより透明性かつ利便性を有するべきとの弁護士団の主張に対し、デリー高裁所長は、重要であり検討に値する旨述べた模様。

両報道を総合すると、本訴訟は、原告が、がん、AIDS、糖尿病、肝炎等の特許に対する実施報告書の提供を、RTI 法に基づき特許局に依頼したところ、ムンバイ、コルカタの特許支局は対応したが、ニューデリー支局からは、特許法の情報開示制度を根拠に断られたことに端を発している。特許権者は、その実施の状況を、「実施報告書」にて毎年特許局に提出するようインド特許法で義務付けられており、特許局はこれを公開できると規定されている。特許局のホームページ上では 2012 年と 2013 年分しか公開されていない。

両報道から、原告の主張に含まれると解される論点は、以下の通り。

- ・ 特許法を含む既存の法律は、RTI 法よりも開示の範囲が制限されており、例えば、インド特許法では、審査官のレポートを公開しないと規定されているが、どちらが優先するのか。
- ・ 特許法を含む既存の法律に基づき資料請求をした場合、RTI 法に基づく料金よりも 100 倍も高額となるが、申請者には、いずれのルートでも選択する自由が与えられているか。

なお、インド特許法には、7 章に一定発明の秘密保持規定が規定されている他、特許局へ提出が求められるライセンス契約について、ライセンス条件を非開示とできること(第 69 条)なども定められており、これらへの影響も注目される。

(今浦 陽恵)

本内容は、日本貿易振興機構が 2014 年 8 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

<sup>1</sup> <http://www.livemint.com/Politics/BLi00jU2SVChczNqigF9gL/RTI-Delhi-HC-admits-PIL-over-patent-offices-disclosure-pol.html>

<sup>2</sup> <http://economictimes.indiatimes.com/news/politics-and-nation/pil-seeks-clarity-on-whether-pre-existing-laws-override-rti/articleshow/39788378.cms>

<sup>3</sup> インドの知的財産情報を提供するブログ。 <http://spicyip.com/>